

アメリカの法教育におけるカリキュラム構成に関する研究

一法の社会的機能の類型を手がかりとして一

磯山 恭子

1. 問題の所在

法的な関係を基盤として成立する現代社会、すなわち法化社会において、市民の法に対する主体的な意識と実践的な能力の育成は重要である。このような社会では、法律家のみならず市民にも、法に関する資質を身につけることが求められる。市民に培われるべき法に関する資質とは、まず第一に、法を人びとに対して単に権力にもとづく強制を強いる存在としてのみ認識するのではなく、法とは人びとがそれぞれに主張する多様な価値への合意の所産であることを踏まえ、法を動態的な存在として再認識すること、さらに第二に、実際にこのような法を利用し創造するために、自己の権利を行使しその責任を遂行することであると考える。

その育成のための方法論を具体的に提示する一先行モデルとして、筆者は、市民にとって必要な資質の一つである「法的リテラシー」⁽¹⁾ (legal literacy) の育成を目指すアメリカの法教育 (Law-Related Education) に注目してきた⁽²⁾。1978年にアメリカ合衆国議会において承認された“Law-Related Education Act of 1978”⁽³⁾によれば、法教育とは「法律家ではない者を対象に、法全般、法形成過程、法制度と、それらがもたづいている原理と価値に関する知識と技能を提供する教育」であると定義される。法教育は、それ以来現在に至るまで、アメリカ合衆国全体として取り組むべき教育的課題の一つとして積極的に位置づけられてきた。

従来の法教育に関する研究では、法教育の理念にもとづき組織化された個々の法教育カリキュラムを包括的に分析するもの⁽⁴⁾、もしくは法教育カリキュラム開発の過程を政策的に精査するもの⁽⁵⁾を中心に展開されてきた。そこには、まず第一にアメリカにおいて開発されてきた多様な法教育カリキュラムの全体像をより具体的に把握すること、第二にそれらのカリキュラムの構成論を構築するために法哲学的な文脈に即して分析することという二つの課題が残されてきたといえる。

そこで、本小論では、アメリカの代表的な法教育カ

リキュラムの構成を分析することを通じて、先に述べた市民の法に対する主体的な意識と実践的な能力の育成の方法論を明らかにすることを目的とする。その方法として、現代法を捉えなおす視座とされる法の社会的機能の類型に関する論点を手がかりとしたい。

具体的には、本小論では、以下の三つの課題を設定する。

まず第一に、多様な法教育カリキュラムの中でも、アメリカにおける国家的プロジェクトとして1990年代に開発されている以下の四つの法教育カリキュラムに着目し、それらカリキュラムの特色を概観する⁽⁶⁾。

① Center for Civic Education. (1997). “Foundations of Democracy” (『民主主義の基礎』)

② National Institute for Citizen Education in Law. (1990). “Street Law; A Course in Practical Law” (『日常生活における法』)

③ Phi Alpha Delta Public Service Center. (1995). “Respect Me, Respect Yourself” (『自分を尊重しよう、他人を尊重しよう』)

④ American Bar Association Special Committee on Youth Education for Citizenship. (1995-6). “I’m the People; It’s about Citizenship and You” (『私は国民』)

第二に、法の社会的機能の類型に関する論考を、市民的資質の育成という視点にもとづき整理し分析枠組みを設定する。

第三に、上記四つの法教育カリキュラムの構成を検討し考察を加える。

2. アメリカにおける法教育カリキュラムの特色

先に述べた①～④の法教育カリキュラムは、American Bar Associationの刊行する小冊子“*Youth for Justice; Making a Difference*”⁽⁷⁾によれば、1990年代になってアメリカ合衆国司法省 (U. S. Department of Justice) に属する青少年司法と非行防止局 (Office of Juvenile

Justice and Delinquency Prevention; OJJDP) の資金的な援助にもとづき、四つの国家的な法教育に関する機関によって開発された⁽⁸⁾。それらの機関の役割は、「アメリカにおいて青少年の活力を培い、青少年の非行の問題と取り組むために、法に関する積極的な学習活動を率先して展開する」ことにある。青少年にとって将来身につけるべき市民的資質の育成という理念のもとづく教育としての意図と、青少年の非行の防止への方略という現実のもとづく司法政策としての意図の双方を担うことを目的とする法教育の性格を、ここから伺い知ることができるだろう。

以下では、このような理念と現実の狭間でそのバランスを配慮しつつ、それぞれの機関が独自の目標を設定した上で開発した法教育カリキュラムの特色を概観する。

① “Foundations of Democracy”

法教育カリキュラム“Foundations of Democracy”⁽⁹⁾は、1990年代に、Center for Civic Education (以下CCEとする)によって開発された法教育カリキュラムである。本カリキュラムの原型は、CCEの前身であるUCLAにおいて結成されたCommittee on Civic Educationによって、1968年に開発された法教育カリキュラム“Law in a Free Society”にあたり、法教育が成立する際その理念形成とその実践に大きく寄与したとされる⁽¹⁰⁾。

本カリキュラムの教育目標は、以下のように掲示されている。

表1 “Foundations of Democracy” の内容構成 (K~12学年)

	権威 (Authority)	プライバシー (Privacy)	責任 (Responsibility)	正義 (Justice)
単元1	権威の定義 ○権威と権力の定義 ○権威の根拠 ○権威の必要性 ○権威の利用	プライバシーの定義 ○プライバシーの保護の目的と方法 ○プライバシーの保護の必要性	責任の定義 ○責任の根拠 ○責任の把握	正義の定義 ○正義の問題の種類 ○正義の問題の分類
	権威に関する評価の方法 ○権威ある立場に関する選択の方法 ○権威ある立場の選択 ○きまりに関する評価の方法 ○法の開発	プライバシーの行動に関する相違の原因 ○プライバシーに関する行動の相違 ○文化によるプライバシーに関する行動の相違	責任の遂行に関する利益と損失 ○責任の遂行の結果に関する利益と損失 ○責任の遂行に関する意思決定の方法 ○責任の遂行に関する意思決定	配分の正義の定義 ○配分の正義に関する問題の分析方法 ○配分の正義に関する問題の分析
単元3	権威の利用に関する利益と損失 ○権威の利用の結果 ○権威の利用に関する利益と損失	プライバシーの保護に関する利益と損失 ○プライバシーの保護による利益と損失 ○プライバシーの保護による利益と損失に関する評価の方法 ○プライバシーの保護による利益と損失の評価	責任の選択 ○対立し合う責任 ○対立し合う責任に関する意思決定の方法 ○対立し合う責任に関する意思決定	匡正の正義の定義 ○匡正の正義の目標 ○匡正の正義に関する問題の意思決定の方法 ○匡正の正義に関する問題解決
	権威の範囲と限界 ○権威ある立場に関する評価の方法 ○権威ある立場の評価 ○権威ある立場の改革 ○権威ある立場の創造	プライバシーの範囲と限界 ○プライバシーの問題解決の方法 ○プライバシーの問題解決 ○プライバシーに関する政策作成の意義	責任の主体に関する意思決定 ○責任の主体に関する意思決定の理由 ○責任の主体に関する意思決定の方法 ○責任の主体に関する意思決定	手続の正義の定義 ○手続の正義の重要性 ○手続の正義に関する問題解決の方法 ○手続の正義に関する問題解決

<Center for Civic Education. (1997). *Foundations of Democracy; Upper Elementary, Middle School, High School.* より筆者作成。>

知識理解	○立憲民主主義の制度、それらがもついている基本的な原理と価値の理解を深める。
技能習得	○有能で責任ある市民になるように生徒に必要な技能を育成する。
態度形成	○公的生活、私的生活の双方において、意思決定や紛争処理する際、民主的な価値を利用するということへの理解と態度を促す。

本カリキュラムでは、「立憲民主主義の制度とそれらがもついている基本的な原理と価値」の知識理解や「民主的な価値を利用する」態度形成といった目標観が述べられている。したがって、本カリキュラムが最も重視する点が、アメリカ合衆国憲法および権利の章典を貫く、自由、平等、正義といった法的な価値にあると考えられる。

この目標観を受けて構成された本カリキュラムは、表1の通り、K~12学年段階を対象に、それぞれの学年段階に応じて、「権威」「プライバシー」「責任」「正義」という四つの法的な概念をスコープとしている。それぞれの概念は、順に、「社会の法を創造すること」「個人の内面の自由」「個人の内面の秩序」「社会の法を適用すること」の認識を促すことを意図するものと考えられる。

このように、本カリキュラムが、これら特定の法的な概念にもとづき、学年段階を一貫して体系的に構成される点には他には類を見ない。

② “Street Law”

法教育カリキュラム“Street Law”⁽¹¹⁾は、1972年にコロンビア特別区の公立高等学校において試験的なカリキュラムとして組織化されて以来、National Institute for Citizen Education in Law⁽¹²⁾（以下NICELとする）によって六度の改訂を重ね現在に至っている。したがって、その対象となる学年段階は、特に高等学校段階を中心とする。

本カリキュラムの教育目標は、以下の通りである。

知識理解	○生徒の毎日の生活において、生徒の役に立つ法一般や法制度の実用的な理解を提供する。 ○私たちの合衆国憲法、法律、法制度の基礎をなす基本的な原理や価値の理解を深める。 ○法と法制度に関する現代の論争問題や議論への認識を深める。 ○私たちの社会における法一般、法律家、法執行官、法制度の役割の理解を深める。
技能習得	○批判的な思考と批判的な推論、コミュニケーション、観察、問題解決などの基本的な技能を促進する。
態度形成	○私たちの法制度への市民としての効果的な参加を促進する。 ○裁判外や必要な場面では裁判の仕組みを利用して、紛争を処理する意欲や能力を育成する。 ○正義、寛容、公正のより強い感覚を引き起こす。 ○法制度の範囲にある職業上の機会に関与する場を提供する。

表2 “Street Law”の内容構成（高等学校段階）

1 法と法制度の概論	2 刑事法と少年司法	3 不法行為	4 消費者法	5 家族法	6 住宅法	7 個人の権利と自由
○法とは何か？ ○制定法の種類 ○法の形成 ○裁判外紛争処理 ○当事者対抗主義 ○法律家	○犯罪の性質と原因 ○犯罪の被害者 ○一般的に考慮すべき問題 ○予備的な犯罪 ○人に対する犯罪 ○財産に対する犯罪 ○物質濫用 ○正当防衛 ○刑事裁判過程 ○逮捕 ○捜索押収 ○取り調べと自白 ○公判の前の手続き ○公判 ○刑の宣告手続き ○死刑 ○少年司法	○不法行為の考え方：昨日、今日、そして明日 ○不法行為の種類 ○事件を裁判所の判断に委ねる ○不法行為に関する事件を裁判所の判断に委ねずに処理する ○国際的な不法行為 ○過失 ○厳格責任 ○不法行為と公共政策	○消費者への影響 ○制定法は消費者をどのように保護するか ○消費者としてあなたは自分の権利をどのように保護するか ○欺瞞的商売の実際 ○契約 ○担保責任 ○債権 ○債務不履行と債権取り立ての実際 ○車と消費者	○アメリカの家族の変化 ○結婚 ○夫と妻 ○離婚した親の法的な権利 ○両親と子ども ○里子の養育と養子縁組 ○家族の問題 ○生活保護の必要な家族とその他の家族への政府の支援 ○遺言と法定相続	○借りるか買うか ○住宅に関する差別 ○家を借りる ○賃貸人と賃借人の権利と義務 ○賃貸人と賃借人の問題 ○低所得者のための住宅	○言論の自由 ○出版の自由 ○結社の自由と集会の自由 ○特別な場所における意見表明 ○信教の自由 ○プライバシーの権利 ○デュー・プロセス ○差別 ○職場における権利と責任

＜National Institute for Citizen Education in the Law. (1990). *Street Law; A Course in Practical Law, Fourth Edition*. West Publishing Company. より筆者作成。＞

本カリキュラムの目標観として、特に次の二点について注目したい。

まず第一に、知識理解の側面での「生徒の日常生活において実用的な法、現代における法的な論争問題、社会における法の意味」を理解することを重視している点である。第二に、態度形成の側面での「法への参加、紛争処理への関与」を明確に提示するとともに、「正義、寛容、公正」といった法的な判断を行う際の中核となる価値意識の育成を重視している点である。

このことから、本カリキュラムは、他の法教育カリキュラムと同様にアメリカ合衆国憲法と権利の章典の内容をもちろん含んでいるものの、むしろいわゆる法的なものの方・考え方にもとづき、法と関連する現代的な課題を判断し解決する内容を重視するものであると判断できる。したがって、この目標観を受けて構成される本カリキュラムは、その内容として広い領域の法を扱うことになる。

そして、実際、表2のように、本カリキュラムは、「法と法制度に関する概論」「刑法と少年司法」「不法行為」「消費者法」「家族法」「住宅法」「個人の権利と自由」という多岐にわたる広い範囲での実定法を扱った七つの題材によって構成されている。

③ “Respect Me, Respect Yourself”

Phi Alpha Delta Public Service Center (以下 PAD PSC とする) によって開発された法教育カリキュラム “Respect Me, Respect Yourself”⁽¹³⁾ は、1990年代になって注目されることとなった調停 (mediation) を取り入れた法教育カリキュラムである⁽¹⁴⁾。

本カリキュラムの教育目標は、以下のように提示されている。

知識理解	○アメリカ市民としての権利と責任の理解を深める。 ○個人の権利と紛争処理に関して知る。
技能習得	○お互いに平和に生活する方法を学習する。
態度形成	○自分を尊重することと他人を尊重することを身に付ける。

本カリキュラムの目標観は、何よりも「暴力によらない紛争処理」に価値を認めている点に特色がある。

この目標観をうけて、表3に示した通り、アメリカ合衆国憲法と権利の章典を教材として、調停による紛争処理に関する知識理解と技能習得を目指して、実際の調停のプロセスにもとづきその内容が構成されている。

④ “I’m the People”

American Bar Association Youth Education for Citizenship (以下 ABA/YEFC とする) によって開発された “I’m the People”⁽¹⁵⁾ は、1990年代になって法教育としての共通の基盤を再確認することが要請され、①～③のカリキュラム構成の原理を統合し再構成した新たな法教育カリキュラムである。

本カリキュラムを構成するにあたって提示された指針⁽¹⁶⁾によると、主として三つの教育目標を提示していると判断できる。

すなわち、まず第一の教育目標とは「我々の立憲民主主義にとって、我々の社会の構造と機能にとって、基礎となると思われる本質的な概念(法、権力、正義、自由、平等など)」の理解を深めることである。第二の教育目標とは「法のもとの権利と責任を追求し、紛争に立ち向かいそれを処理し、公共政策を議論し分析する」態度を培うことである。そして、第三に「法にもとづく社会において、批判的な思考を行う能力、情報を収集し、解釈し、適切に行動する能力、効果的に参加する能力などの、生涯にわたって全ての市民が必要とする技能」を身につけることである。

このうちの第二の教育目標を特に反映し、表4に示した通り、本カリキュラムは、「法の制定」「紛争の解決」「コミュニティへの参加」「公共政策の創造」という法形成過程に着目し、カリキュラムを具体的に提示している。本カリキュラムは、1990年代の法システム観にもとづくカリキュラム構成を目指していると考えられる。

3. 法の社会的機能の類型にみる教育的観点

上述した四つの法教育カリキュラムの分析枠組みとして、法の社会的機能の類型に関する論点の整理を試みる。具体的には、アメリカの法思想にもとづき法理論を展開する田中成明による「現代法」理解に関する論考を手がかりとする。

田中は、法の社会的機能の類型を提示し、「個々の市民は、たんに法的な規制や保護を受ける客体ではなく、各人各様の目標を達成するために法システムを利用する主体であることを、もっと強く自覚すべきである」⁽¹⁷⁾ ことを強調する。具体的な課題として、法の社会的機能の類型それぞれに含まれる論点を市民が正確に把握することによって、従来の国家権力による強制的な社会統制の手段という偏った法のイメージを是正し、バランスのある法のイメージを形成することが重要であると指摘する。このように、法化社会における市民に

よる法への参加の重要性を基底におきつつ展開される田中の論点は、本小論において、市民にとって必要な資質の一つである「法的リテラシー」の育成の方法論を提示する法教育カリキュラムを分析するにあたって有効であると考えよう。

田中の指摘する法の社会的機能の類型に関する論考を、市民にとって必要な法の認識と市民としての法への

参加という観点から、筆者なりに表5の通り整理した。四つの機能、すなわち「社会統制機能」「活動促進機能」「紛争解決機能」「資源配分機能」は相互補完的であることを前提とした上で、それぞれの特徴について若干の説明を試みる。

法の社会統制機能という側面は、法とは権力的で強制的なものであるとして、人びとに形式的に捉えられ

表3 “Respect Me, Respect Yourself” の内容構成 (初等学校段階)

準備	1 暴力に訴えない紛争解決	2 人びとの権力	3 自分を表現しよう	4 ニュースの中で	5 自分を尊重しよう, 他人を尊重しよう	6 子どもも同じ人間だ
<ul style="list-style-type: none"> ○紛争状況の認識 ○平和的な紛争解決の認識 ○「自分を尊重する」ことの認識 	<ul style="list-style-type: none"> ○調停による紛争解決の方法 	<ul style="list-style-type: none"> ○「アメリカ合衆国憲法」 ○「権利の章典」 ○調停による紛争解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○言論の自由 ○言論の自由に関する問題の評価 ○言論の自由の権利に関する紛争解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○報道の自由 ○出版物, その他のメディア ○報道の自由と暴力との関係 	<ul style="list-style-type: none"> ○紛争解決における良き市民の役割 ○紛争解決の方法の評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○「アメリカ合衆国憲法修正第9条」「アメリカ合衆国憲法修正第14条」と子どもの権利 ○少年裁判所 ○子どもの権利に関する最高裁判所判決 ○子どもの権利と責任に関する問題の調停による紛争解決

<Phi Alpha Delta Public Service Center. (1995). *Respect Me, Respect Yourself*. より筆者作成。>

表4 “I’m the People” の内容構成 (K~12学年)

きまりや法律を作ろう	紛争を処理しよう	コミュニティに奉仕しよう	公共政策に影響を与えよう
<ul style="list-style-type: none"> ○きまり, 法という概念の認識 ○法の開発 ○政府の形態と政府の主導者の権力 ○政府の開発 ○憲法にもとづく権利と責任 ○学校のきまりとコミュニティの法の相違 ○選挙法の認識 ○選挙法の開発 	<ul style="list-style-type: none"> ○紛争という概念の認識 ○紛争処理の方法と調停 ○紛争処理の認識 ○紛争処理の方法の評価 ○紛争処理 ○ADRの意義 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人としての責任と市民としての責任の重要性 ○学校における問題の認識 ○学校における問題の調査 ○学校における問題の解決 ○個人とコミュニティにとっての奉仕活動の利益 ○消費者法の領域における問題の認識 ○消費者法の領域における問題の調査 ○消費者法の領域における問題の解決 ○個人としての責任と市民としての責任の区別 ○コミュニティにおける問題の認識 ○コミュニティにおける問題の調査 ○コミュニティにおける問題の解決 ○コミュニティ・サービスという概念の認識 ○コミュニティ・サービスの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○政策の定義 ○政策の必要性 ○政策を作成する主体 ○論争問題に対する政策 ○政策の変化とその要因 ○政策の区別 ○コミュニティの問題に対する政策の分析 ○コミュニティの問題に対する政策の創造 ○制服に関する政策の分析 ○制服に関する政策の創造 ○青少年の犯罪に関する政策の分析 ○青少年の犯罪に関する政策の創造

<American Bar Association Division for Public Education. (1995). *Making Rules & Laws*, American Bar Association Division for Public Education. (1995). *Resolving Conflict*, American Bar Association Division for Public Education. (1996). *Serving the Community*, American Bar Association Division for Public Education. (1996). *Influencing Public Policy*. より筆者作成。>

ることが多い。しかし、実際は、主体的に市民がその抑止力を認め「法を自発的に遵守し」、その結果「市民が相互に安心して共同生活を営める平和な状況を維持する」ことへの期待を実現するために必要な機能であると言える。そして、市民の自由と安全を守るために第一次社会統制機能を有している法に対する第二次的社会統制機能を有する法の形成に関して、市民として主体的に関与することは重要であるとされる。

法の活動促進機能という側面は、法とは共通の法的な価値観を具体的に提示することによって、相互主体的な活動を促進するために提供するにすぎないことを人びとに示唆する。通常では、人間相互の関係は、主体的で理性にもとづく議論を通じて「妥協形成型合意」に到達する。法の活動促進機能に関する論点からは、そのような議論を積極的に展開することこそが、市民にとっての法への参加であるということが明らかにな

る。

法の紛争解決機能という側面は、法の活動促進機能という側面と類似する点も多いが、一番の相違点は、社会における法という文脈を重視し、主体的な理性にもとづく議論を実現するための手続としての法を想定しているところにある。したがって、そこでの合意は、「理由付け型合意」である。また、そこで想定される社会とは、紛争や対立の存在を前提とする社会である。このような社会では、社会の変化に対応した法への見方・考え方にもとづく市民による法への参加が重視されると考えられる。

法の資源配分機能という側面は、法によって資源を配分することによって、市民の社会経済生活の質の向上や社会的正義の実現を目指す。ここで問題となるのは、社会統制機能と同様にそこには抑圧があることが人びとに認識されないこと、また逆に資源の配分に対

表5 法の社会的機能の四類型

	社会統制	活動促進	紛争解決	資源配分
法の理念と効果	法による強制的な裁定を規定しておくだけで、違法行為が抑止され、法が自発的に遵守され、その結果として市民が相互に安心して共同生活を営める平和な状態を維持することができる。	法は、合意の形成と実現を間接的に促進したり外面的に保障したりするという形で作用するにとどまり、日常的な状況では、市民や法律家による共通の法的ルールにもとづく理性的な議論によって相互作用的な取引交渉を行い、合意を形成してゆくことができる。	多様な考え方と多様な利害関心をもつ人びとが共同生活を営むにあたっては、対立や紛争は健全な生理現象とみられ、利害や意見の対立を相互に認めあって理性的な議論によって利害調整や紛争解決をはかることが、社会の秩序や安全の維持につながるだけでなく、社会の平和的変動にとってもよい。	社会保障、生活環境の整備、教育・公衆衛生などに関する公的サービスの提供、各種保険や租税による財の再配分、経済活動の規制等、法によって資源を配分することによって、市民の社会経済生活の質の向上や社会的正義の実現がなされる。
機能の特徴	国家の強制権力による市民の行動に対する社会統制の活動（第一次的社会統制）自体が、さらに市民の自由と安全のために法によって社会統制（第二次的社会統制）を受けている点	憲法・法律・判例などの法的ルールやそれをめぐる法的議論という言語的コミュニケーションによって、市民相互間の自主的な行動の規制、利害の調整、紛争の解決などを促進するための公的な指針としての枠組みを提示する点	利害調整や紛争解決が円滑に行われるためのルールや手続を整備することに重点が置かれる点	実力行使による強制ではなく、規定が遵守されることを確保するために積極的な規制を行う点
法と市民との関係	垂直関係	水平関係	水平関係	垂直関係
形成されるべき法意識	法は権力的で強制的なものではない。	法は権利・義務・責任といった共通の法的な価値にもとづく相互主体的活動を促進するものである。合意の内容は法的なルールや社会の正義・平衡感覚に反しない理性的なものであるべきである。	裁判による解決と裁判外での解決を切り離すのではなく、その連続性を重視し、双方ともに自主的な法的な解決であると考えられる。社会の変化に応じて法的思考様式にもとづく法創造を行う。	直接的な実力行使を伴わずとも、刑罰に相応する強制的な性格をもち、個人の人間としての尊厳や自律的決定、市民間の自主的な相互交渉活動に抑圧的に働く危険性を孕んでいる。
実定法の例	憲法 刑法 刑事訴訟法 民法 民事訴訟法	民法	民法 民事訴訟法	行政法 社会保障法 労働法 経済法

〈田中成明『現代日本法の構図』悠々社、1992年・田中成明『法的空間—強制と合意の狭間で—』東京大学出版会、1993年・田中成明「転換期の法思想と法学」『岩波講座現代の法15 現代法学の思想と方法』岩波書店、1997年、pp. 3-35.・田中成明『法理学講義』有斐閣、1998年を参考に筆者作成。〉

して市民として判断し影響を与える必要があることである。

4. 法教育カリキュラムの構成の分析

先に述べた①～④の法教育カリキュラムの構成を、法の社会的機能の類型、すなわち社会統制機能、活動促進機能、紛争解決機能、資源配分機能に関する論点から分析する。具体的には、カリキュラムの構成とカリキュラムに内在する法との関係および法主体と法との関係の二点について考察を行う。

(1) 法教育カリキュラムの構成とカリキュラムに内在する法との関係

カリキュラム構成とカリキュラムに内在する法との関係について、仮説的に図式化すると図1のようになると思う。

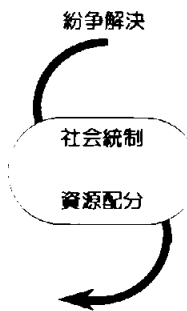
まずはじめに、“Foundations of Democracy”では、その教育内容に関する記述を検討すると、先に述べた本カリキュラムに特徴的な四つのテーマには、次のよ

うな傾向が見られると考えられる。すなわち、テーマ「権威」では資源配分機能を、テーマ「プライバシー」では第一次社会統制を、テーマ「責任」では第二次社会統制を、テーマ「正義」では配分の正義という資源配分機能、匡正の正義という第一次社会統制、および手続の正義という第二次社会統制を取り扱っている。

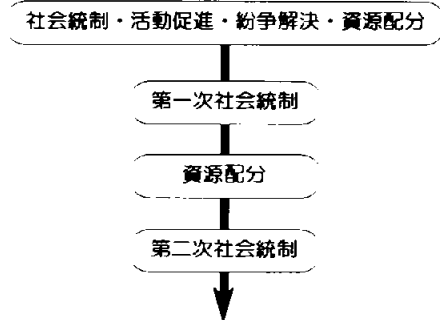
このように、本カリキュラムにおいて中心となる教育内容は、法の社会統制機能および資源配分機能である。したがって、本カリキュラムの教育内容は、法と市民との垂直関係を提示する内容にもとづき構成されていると考えられる。

しかし、このような上から下へといった法と市民との垂直関係といった偏った法の認識を形成しないために、本カリキュラムでは、利害や意見の対立を相互に認めあつて理性的な討論によって利害調整や紛争解決をはかる価値を形成するという法の紛争解決機能を教育方法として位置づけている。学習活動において「公聴会」「議会」「裁判」などの具体的な法に関連する場を設定し、単なる話し合いや議論ではなく、一定の手

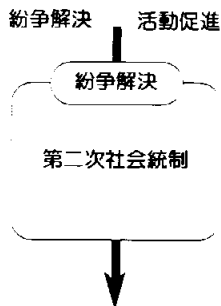
① “Foundations of Democracy”



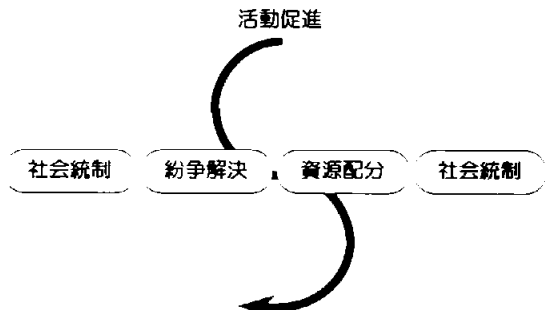
② “Street Law”



③ “Respect Me, Respect Yourself”



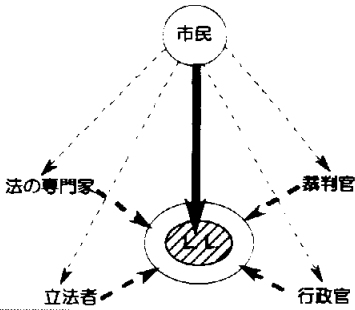
④ “I’m the People”



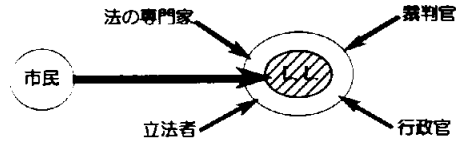
枠有り…教育内容に内在する「機能」 枠なし…教育方法に内在する機能
カリキュラムに一貫して反映される場合… カリキュラムに偏在して反映される場合…

図1 「法の社会的機能」からみた法教育カリキュラムの構成
(カリキュラムの構成とカリキュラムに内在する法との関係)

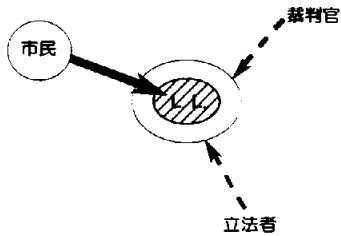
① “Foundations of Democracy”



② “Street Law”



③ “Respect Me, Respect Yourself”



④ “I’m the People”

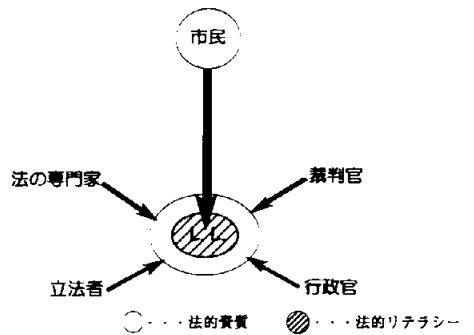


図2 「法の社会的機能」からみた法教育カリキュラムの構成
(法主体と法との関係)

統に即して理性的な判断を下すために討論を行うのである。

このことによって、法の社会統制機能および資源配分機能に特徴づけられる法の強制的な側面のみ認識する危険性を回避しようであろう。市民として法への参加をすることによって、主体的にその統制に関与することの必要性和、中でも公正な手続のもとでの理性的な討論が市民にとってその方法として有効であることが認識されるところである。

次に、“Street Law”では、それぞれのスコープは法の社会的機能における諸機能を次のように反映していると考えられる。すなわち、「法と法制度の概論」では社会統制機能、活動促進機能、紛争処理機能、資源配分機能の四つの機能を、「刑事法と少年司法」では第一次的社会統制機能を、「不法行為」「消費者法」「家族法」「住宅法」では資源配分機能、「個人の権利と自由」では第二次的社会統制機能を取り扱っている。

「法と法制度の概論」では四つの諸機能を反映している教育内容であるが、ここで育成された法の見方・

考え方は、それ以降の教育内容に一貫するものである。

本カリキュラムでは社会統制機能および資源配分機能がうまく作動するための市民としての法への参加が求められている。すなわち、本カリキュラムは、市民として善悪を正しく認識することによって法を見分けること、「正しい法」を自発的に遵守し、「不正な法」を改廃するために主体的に行動する態度を形成することが想定された構成になっていると判断できる。

“Respect Me, Respect Yourself”では、その教育内容および教育方法の双方において、法の社会的機能の中の紛争解決機能の側面に焦点化されて構成される。紛争解決機能の側面から法を捉え、利用し、実際に解決する紛争は第二次社会統制に関連する紛争である。

本カリキュラムで扱う紛争解決機能を有している法的具体像は、ここでは「調停」である。調停は、制度と非制度の境界線上に位置づけられる法的な手続である。したがって、個人の内面における公正、寛容な感覚にもとづく「妥協形成型合意」と、公正で平和的な法的な手続を利用し理性的な推論のもとで判断を下す

「理由付け型合意」,すなわち活動促進機能と紛争解決機能の狭間でバランスをとりながら,市民として社会における法的な価値形成への参加を促しているのが見て取れる。このため本カリキュラムでは,平和的な状態を維持するために,市民として相互作用的にかかわり合うことで,合意を形成する態度を重視していると考えられる。

“I'm the People”では,その教育内容においては,「きまりや法律を作成する」という社会統制機能,「紛争を処理する」という紛争解決機能,「コミュニティに奉仕する」という資源配分機能,「公共政策に影響を与える」という社会統制機能を扱っている。そこでは,前述した三つのカリキュラムとは明確に異なり,公正な法的な手続よりはむしろ,市民独自の問題解決すなわち,法の活動促進機能としての側面を重視している傾向にある。

本カリキュラムでは,市民としての社会への主体的な関わりの中で,社会における問題を共に発見し,問題を共に評価し,問題を共に解決するという「妥協形成型合意」のための法への参加が重視されていた。

(2) 法主体と法との関係

次に,法主体と法との関係について仮説的に図式化すると,図2のようになると考える⁽¹⁸⁾。

まずはじめに,“Foundations of Democracy”では,法律家ではない市民による法への参加を積極的に位置づけていると判断できる。

本カリキュラムの教育内容では,法律家の法への参加を想定してはいるものの,法律家と市民を明確に分けた上で構成されていない。法の専門家,裁判官,行政官,立法者の法への視点を,役割体験を通じて理解することによって,学習者自身が自ら市民に求められる法的な資質と法律家に求められる資質を相対化する構成がなされている点特徴的であると言えよう。

次に,“Street Law”では,従来の法律家による法への参加と市民としての法への参加を明確に区別している。言い換えれば,市民は,市民にとって必要である法的な資質を身につけた上で,市民では対応しえない法的な問題に関しては,法律家に任せることを前提としている。

“Respect Me, Respect Yourself”では,法律家ではない市民に求められる法への参加により焦点を当てる。

そこでは,市民の法への参加の内実が紛争解決であるとされ,紛争の解決に直接携わる法律家にあたる裁

判官と立法者の視点を,役割体験を通じて理解することによって,学習者自身が相対化する構成になっている。

“I'm the People”では,法律家ではない市民による法への参加を積極的に位置づけていると判断できる。それと同時に,従来の法律家による法への参加と市民としての法への参加を明確に区別している。

5. 結 語

法の社会的機能の類型に関する論点を手がかりとして,法教育カリキュラムの構成を分析することによって,本小論では二つの点について明らかになった。

まず第一に,アメリカの法教育カリキュラムが,市民の法に対する主体的な意識と実践的な能力の育成の方法論として,実に多様な方略を提示していることである。

第二に,それらの方略のもとで,法教育カリキュラムにおいて市民による法への主体的な参加が積極的に位置づけられていることである。

“Foundations of Democracy”では,「理由付け型合意」にもとづき,社会を創造するための公正な手続きへの参加,“Street Law”では,「妥協形成型合意」にもとづき,公正な感覚にしたがい不正な社会統制を変革することへの参加,“Respect Me, Respect Yourself”では,市民相互の合意形成による法的な価値形成への参加,“I'm the People”では,「妥協形成型合意」にもとづき社会を創造するための法的な問題解決への参加が,市民として要請されていた。

「法システムが,個人の基本的な自由・権利の抑圧や理不尽な差別・不平等の是正を求める異議申し立てに一層応答的になり,公正な手続のもとでの理性的な議論を踏まえて,システム内在的にそれらを強制しうる実効的な仕組みを整備し拡充すること」⁽¹⁹⁾が,現代の法化社会では課題とされる。近代法から現代法へという法の質的変容は,紛争解決機能,資源配分機能という制度と非制度の狭間に位置づけられる新たな法を生み出す結果となった。その狭間が生じたことによって,市民としての法への参加が求められることになった。したがって,アメリカにおける法教育カリキュラムの開発の試みは,社会的な課題への取り組みとして評価できると考えうる。

[注]

(1) Study Group on Law-Related Education.

(1978). *Final Report of the U. S. Office of Education.*

- U. S. Government Printing Office. (ED175 737). には、アメリカ法律家協会による青少年のための市民的資質教育に関する特別委員会 (American Bar Association Special Committee on Youth Education for Citizenship) の協力によって提示された法教育に関する意見書が付記されている。そこには、「私事と公務の双方において、個人が市民として効果的に機能するために、「法的リテラシー」は必要不可欠」であると述べられており、実際に法教育をカリキュラムとして組織化する際の目標観が「法的リテラシー」の育成にあることが明記されている。
- (2) 例えば次のような研究が挙げられる。
- ・拙稿「『法教育』における紛争処理技能の育成—“Respect Me, Respect Yourself”の分析を通じて—」日本公民教育学会『公民教育研究』Vol. 5, 1997年, pp. 65-79.
 - ・拙稿「『法教育』カリキュラムにおける責任に関する学習の検討—“Foundations of Democracy”を事例として—」江口勇治研究代表『教科・科目間関連を生かした法教育カリキュラムの研究』平成8~9年度科学研究費補助金基盤研究(C)(2)研究成果報告書, 1998年, pp. 85-97.
- (3) “Law-Related Education Act of 1978” (P. L. 95-561)
- (4) 例えば次のような研究が挙げられる。
- ・江口勇治「社会科における『法教育』の重要性—アメリカ社会科における『法教育』の検討を通して—」日本社会科教育学会『社会科教育研究』No. 68, 1993年, pp. 1-17.
 - ・江口勇治「社会科における法教育」の課題(1)—「正義」の導入単元の分析とその応用について—」筑波大学教育学系『教育学系論集』No. 20-1, 1995年, pp. 23-36.
 - ・木村哲也「Law in a Free Society カリキュラムに関する研究—「法的資質」の育成を中心として—」(平成7年度筑波大学大学院修士課程教育研究科修士論文)
 - ・江口勇治「社会科50年とこれからの教育改革—『法教育』の意義とそのカリキュラムについて—」日本社会科教育学会『社会科教育研究』No. 79, 1998年, pp. 32-39.
 - ・橋本康弘「市民的資質を育成するための法カリキュラム—「自由社会における法」プロジェクトの場合—」全国社会科教育学会『社会科研究』No. 48, 1998年, pp. 81-90.
- (5) 例えば, O'Brien, Joe. (1998). *An Analysis of the Relationship between the Federal Government and National Law-Related Education Projects - 1962-1987*. Ph. D., The University of Kansas. などがある。
- (6) なお、アメリカにおける国家的プロジェクトとして開発された法教育カリキュラムには、Constitutional Rights Foundationによる“Active Citizenship Today”も存在する。今回は、把握することができなかったため、今後の課題としたい。
- (7) American Bar Association. *Youth for Justice: Making a Difference*.
- (8) “Juvenile Justice and Delinquency Prevention Act of 1974”によってその資金的基盤が確立されたことにより、数多くの市民教育としての法教育プログラムが開発されることになった。
- (9) Center for Civic Education. (1997). *Foundations of Democracy, Upper Elementary, Middle School, and High School*.
- (10) Starr, Isidore. (1977). The Nature of Law-Related Education. Tavel, David. ed. *Law Studies in the School*. The University of Toledo College of Education. pp. 10-12.
- (11) National Institute for Citizen Education in the Law. (1990). *Street Law: A Course in Practical Law*. West Publishing Company.
- (12) なお、National Institute for Citizen Education in Lawは、現在Street Law Inc. と名称を変えている。
- (13) Phi Alpha Delta Public Service Center. (1995). *Respect Me, Respect Yourself*.
- (14) このように教育内容であると同時に教育方法として位置づけられる教材を法教育カリキュラムに取り入れるものには、他に、Mock Trials (模擬裁判)、Policy Making (政策決定)などが挙げられよう。
- (15) American Bar Association Division for Public Education. (1995). *Making Rules & Laws, Resolving Conflicts, Service the Community, Influencing Public Policy*.
- (16) American Bar Association Division for Public Education. (1995). *Essentials of Law-Related Education; A Guide for Practitioners & Policymakers*. ナショナル・スタンダードの開発を契機として、独自に法教育にとってのナショナル・スタンダードを提示したこの指針には、カリキュラム策定のための方略が

詳細に示されている。

(17) 田中成明『現代日本法の構図(増補版)』悠々社、1992年、p. 95.

(18) ここでは、法や法律に関わる人を法主体とする。法主体の分類については、ハート(H. L. A. Hart)およびグジェゴルチック(Ch. Grzegorzczak)の理論

にもとづき詳述されている星野英一『法学入門』放送大学教育振興会、1996年、pp. 16-24. を参考にした。

(19) 田中成明『転換期の法思想と法学』『岩波講座現代の法15 現代法学の思想と方法』岩波書店、1997年、p. 30.

Construction of Law-Related Curriculum in the United States

Kyoko Isoyama

The purpose of this study is to show how to develop awareness and competence related to law through using Law-Related curriculum in the United States. To analyze Law-Related curriculum, it is useful to discuss issues concerning social function of law.

Recently, it is clear that each of citizens lives in a network of legal relationships. The theme about law is so pervasive that it is difficult without a knowledge of the law. Therefore citizens need to develop legal literacy. In the United States, this attempt is called Law-Related Education.

To attain this purpose, the contents are as follows;

1. To overview Law-Related curriculum in the United States.
2. To argue social function of law.
3. To examine construction of Law-Related curriculum.

Conclusions of this study are as follows;

1. The result of consideration shows that there are lots of strategies in Law-Related curriculum.
2. Law-Related curriculum show that it is important for citizens to participate in legal situations